

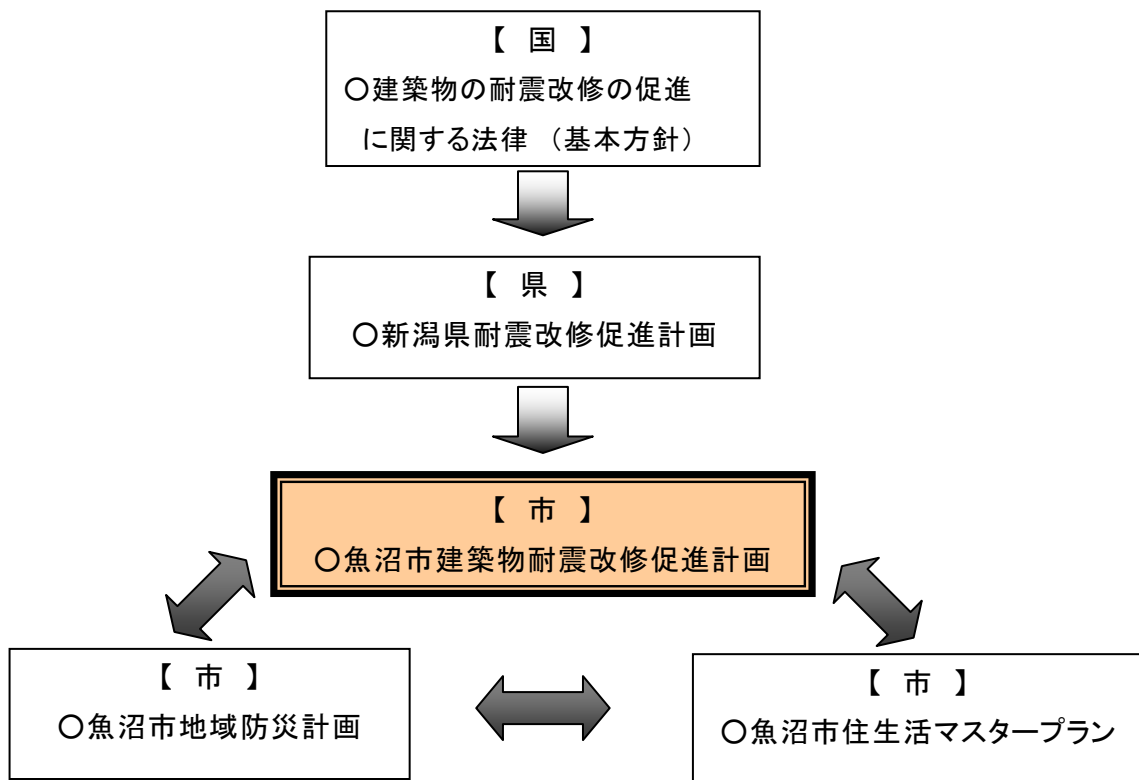
第1 総則

1 計画の目的

魚沼市建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、市内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定します。

2 魚沼市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、平成18年1月26日に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本市における他の計画（魚沼市地域防災計画や魚沼市住生活マスタープラン等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとしています。



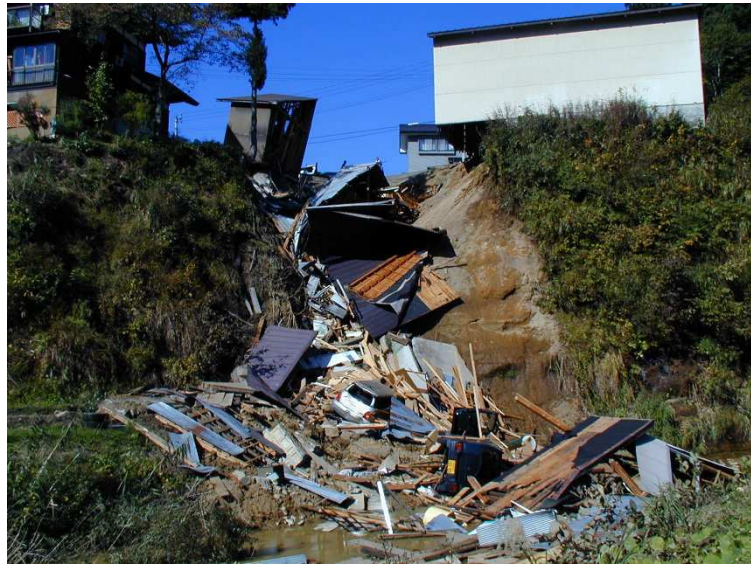
魚沼市建築物耐震改修促進計画の位置づけ

(1) 「魚沼市地域防災計画」における建築物の耐震改修の取組

魚沼市地域防災計画「震災対策編」において、第2章第4節「防災まちづくり計画」で、総合的な災害に強いまちづくりを計画的に推進することとしているほか、第7節「建築物等災害予防計画」では、防災上重要な建築物、不特定多数が出入する施設及び一般建築物について災害予防対策について定めています。

特に新耐震設計基準施行（昭和56年）以前に建築された住宅、建築物については、巡回指導等の機会を利用し、防災上必要な啓発、指導を行い、建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断、改修方法等に関する体制作りや啓蒙普及を図り、耐震診断、改修を計画的に推進することとしています。

* 「魚沼市地域防災計画」とは、災害対策基本法に基づく本市の防災上の総合的な計画



新潟県中越大震災は甚大な被害をもたらした：滝之又（広神地域）

(2) 「魚沼市住生活マスタープラン」における建築物の耐震改修の取組

平成 28 年度に策定された「魚沼市住生活マスタープラン（計画期間：平成 28 年度～37 年度）」第 5 章 住宅政策 5-1-2-3 では、「人と自然が共生した安全・安心・快適な住生活の実現」に向け、市民・民間業者・行政の多様な連携・協働のもと、市民が暮らしやすさや豊かさを実感できる住生活の実現を基本理念として定めています。

その中で基本目標「安全・安心に暮らせる住環境の確保」を推進するため、豪雪地帯である本市にとって切実な問題である冬期の暮らしにおける安全・安心の確保に加え、地震等に対する防災性の向上に取り組むことにより、雪や災害に強い住宅・住環境の形成を目指します。

さらに基本方針では「地震に強い住まいづくり」の方針を示しており、旧耐震木造住宅の耐震診断や耐震改修工事等、木造住宅の耐震化を支援するとともに、市民が自宅の耐震化を実施する際に必要な情報が得られるように、関係団体との連携のもと、情報提供や相談体制の充実を進めることにより、防災意識の向上を図ることとし、「魚沼市建築物耐震改修促進計画」を策定して、耐震化を促進することとしています。

* 「魚沼市住生活マスタープラン」とは、本市が住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針とする計画

3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び新潟県耐震改修促進計画と同様に、平成 32 年度までとします。

ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応するため定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画の対象地域は魚沼市全域とし、耐震改修の対象とする建築物は、昭和56年に導入された現行の耐震基準(※1)を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計されたものとしします。

また、公共建築物(国及び県所有施設)については各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が進められるものであり、本計画においては、民間建築物及び市有建築物について対象とします。

※1 [現行の耐震基準]

中規模の地震(震度5強程度)に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震(震度6強から震度7程度)に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としています。昭和56年の改正建築基準法の施行を境に「旧耐震基準」と「新耐震基準」に大別されます。



被災した堀之内中学校体育館